

「議案第 181 号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について」に対する附帯決議案

- 1 指定管理者による事業の実績や収支状況に関して本市が行うモニタリングの頻度を高めることにより、指定管理料の適正な執行状況の把握に、より一層努めること。
- 2 モニタリングと合わせて、指定管理仕様書に基づく事業所の職員配置、労働環境、コンプライアンスに関する事項及びサービスの質などについて、児童福祉法に基づく実地指導を随時行うことにより、効率的、効果的な施設運営を確保すること。